富士川砂防事務所の災害時等応急対策業務(地上測量、航空測量、地質調査、監視・観測・解析・応急対策検討設計、調査・点検、用地調査)に関する協定書(案)

国土交通省関東地方整備局富士川砂防事務所長 藤平 大(以下「甲」という)と、〇〇〇〇 〇〇〇〇(以下「乙」という)とは、災害時等における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、国土交通省令等に基づき災害対応の指示があった場合、又は甲の直轄砂防区域において発生した災害(直轄砂防区域外(他の直轄事務所、地方自治体の管理区間)において発生した災害であって、「関東地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長、又は応援対策本部長である関東地方整備局長が出動命令を発した場合を含む。以下同じ。)、若しくは災害の発生が予測された場合において、「災害時等応急対策業務(地上測量、航空測量、地質調査、監視・観測・解析・応急対策検討設計、調査・点検、用地調査)(以下、「業務」という。)」に関する協力を求めるときの手続きについて定め、もって、災害の拡大防止と被害の早期復旧に帰することを目的とする。

(業務の実施区域)

- 第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域(以下、総称して「実施区域」という。)は、下記の通りとする。
 - 1. 国土交通省令等に基づき災害対応等の指示があった場合の甲が担当する区域。
 - 2. 直轄砂防区域外(他の直轄事務所、地方自治体の管理区間)のうち、「関東地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長、又は応援対策本部長である関東地方整備局長が出動命令を発した場合の甲が担当する区域。
 - 3. 甲が事業(富士川砂防直轄砂防区域)を施行する区域。

(業務の内容)

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、甲の指示に基づく実施区域における 区分<u>(※)</u>とする。なお、参考として乙の主な対応可能な内容等は別紙のとおりで ある。【※には乙が申請した下記区分の内容を記載する】

区分	内容
区分(1)	○地上測量関係(UAV含む)
	基準点測量、地形測量及び写真測量(三次元点群測量含む)、
	応用測量(用地測量除く)、UAV撮影、河川流量観測 等
区分(2)	○航空測量関係(UAV含む)
	地形及び写真測量(三次元点群測量含む)・解析、航空撮影・
	UAV撮影、衛星画像収集·解析 等
区分(3)	○地質調査関係
	機械ボーリング、孔内傾斜計・地盤伸縮計等の設置・計測、総
	合解析 等
区分(4)	○監視・観測・解析・応急対策検討設計関係
	土石流等の氾濫シミュレーション、土砂災害緊急情報の精度向
	上を図る調査・解析、土石流・河道閉塞による湛水等の監視・
	観測、土砂災害に関する応急対策検討設計、警戒避難に関する
	計画検討等
区分(5)	<u>○調査・点検関係</u>
	土砂災害の被害状況調査、砂防施設等の点検 UAV撮影 等
区分(6)	○用地調査関係
	用地測量、建物等の調査、用地買収に関する資料の作成 等

(技術者)

第4条 乙は、甲に対し、本協定締結参加資格確認のために提出した「協定参加資格確認 申請書」に掲載した技術者について、やむを得ない事情により変更が生じた場合は、 遅滞なく書面により甲に報告するものとする。

(業務の要請)

- 第5条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本業務を実施するための出動を書面(第1報は電話で可)により要請するものとする。
 - 2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、出動要請の連絡を受ける者に変更が生じた場合、遅滞なく書面により甲に報告するものとする。

(業務の実施)

- 第6条 乙は、第5条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出動し、活動を実施する ものとする。
 - 2. 業務の直接の指示は、富士川砂防事務所所属職員のうち甲が指定する者(以下、「指示者」という。)が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
 - 3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

(契約の締結)

- 第7条 甲は、乙に第5条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。
 - 2. 雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
 - 3. 現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

(業務の完了)

第8条 乙は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完 了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出動人員等を書面により甲に報告 するものとする。

(費用の請求)

第9条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第7条により締結した契約に基づき、 甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第 10 条 甲は、第 9 条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第 7 条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

- 第 11 条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、 第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、 乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置につ いて甲、乙協議して定めるものとする。
 - 2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
 - 3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(訓練・研修等への参加)

第 12 条 乙は、本協定上の業務を円滑に遂行するために必要な訓練・研修等について協力要請があった場合、積極的に参加するものとする。なお、この場合にかかる費用については、乙の負担とする。

(有効期限)

- 第 13 条 本協定の有効期限は、令和 5 年 1 1 月 1 日から令和 8 年 1 0 月 3 1 日までとする。
 - 2. 協定発効時に乙が有していた関東地方整備局における一般競争(指名競争)参加資格が失われた場合、失われた日をもって、この協定も失効するものとする。

(その他)

第 14 条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙 協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和 5 年 10 月 日

甲 国土交通省 関東地方整備局 富士川砂防事務所長 藤平 大

Z 0000 0000

000 0000

※本様式は、協定締結の際には当該区分のみとし、それ以外は削除して、協定書第 3条に基づく参考資料とします。協定に基づき対応依頼する際の参考資料とします。

実施可能等な項目にチェックをしてください。また、その他留意事項等あれば自由に記載をお願いします。

【別紙】	
区分(1)地上測量関係	
□基準点測量	
□地形測量及び写真測量	
□地形測量及び写真測量(三次元点群測量及び車載写真レーザ測量含む)	
□地形測量及び写真測量(三次元点群測量含む、車載写真レーザ測量除く)	
□応用測量(用地測量除く)	
※上記項目は公共測量作業規程による(UAV含む、航空測量関係は除く)	
□UAV撮影	
□河川流量観測	
□全天候型UAVの保有	
□その他留意事項等	
区分(2)航空測量関係	
□地形測量及び写真測量	
□地形測量及び写真測量(三次元点群測量)	
※上記項目は公共測量作業規程による(UAV含む、地上及び車載測量関係は除く)	
□二時期の画像による土砂流出差分解析	
□航空撮影	
□UAV撮影	
□衛星画像収集・解析	
□全天候型UAVの保有	
□その他留意事項等	

□機械ボーリング □孔内傾斜計、地盤伸縮計等の観測機器設置・計測 □地盤総合解析 □その他留意事項等 区分(4)監視・観測・解析・応急対策検討設計 □土石流等の氾濫シミュレーション □土砂災害緊急情報の精度向上を図る調査・解析 □土石流・河道閉塞による湛水等の監視・観測 □土砂災害に関する応急対策検討設計 □警戒避難に関する計画検討 □その他留意事項等 区分(5)調査・点検関係 □土砂災害発生箇所の被害状況調査 □砂防施設等の点検 □UAV撮影 □全天候型UAVの保有 □その他留意事項 区分(6)用地調査関係 □用地測量(公共測量作業規程による) □補償に伴う建物等の調査 □用地買収に関する資料の作成 □その他留意事項等

区分(3)地質調査関係